

令和5年10月八戸市議会臨時会

報 告 事 件

10月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第37号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	3
報告第38号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	5
報告第39号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	7

報告第37号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年10月20日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年9月5日に市立根城小学校において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第25号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業により飛散した石による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月4日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 金額 120,120円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第38号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年10月20日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年9月15日に市立八戸小学校において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第26号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業により飛散した石による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 31,834円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年10月20日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年8月17日に市立南郷小学校駐車場において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第24号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

公用車のドアを接触させたことによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 73,380円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

